

中部運輸局自動車交通部

令和6年6月12日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

田中、富田 TEL 052-952-8038

岐阜運輸支局 輸送・監査担当

山田、島田 TEL 058-279-3714

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：有限会社 丸永産業運輸

(代表者：薫田 友志)

住所：岐阜県各務原市鵜沼羽場町2丁目155番地

営業所：本社営業所（岐阜県各務原市鵜沼羽場町2丁目155番地）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和6年6月12日

処分内容：① 事業停止処分30日間

② 車両使用停止処分280日車

(8両を31日間、1両を32日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監査端緒

当該事業者に対し、法令違反が疑われる情報が寄せられたことを端緒として、監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

(1) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。

(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

- (2) 認可を受けないで、自動車車庫の位置を変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (3) 事業用自動車を運転者の自宅に持ち帰らせていた。
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (4) 営業所において、運送約款を掲示していなかった。
(貨物自動車運送事業法第11条)
- (5) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (6) 疾病、疲労等のおそれのある運行業務をさせていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (7) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヶ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (8) 整備管理者の研修を受講させていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)
- (9) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (10) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (11) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (12) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (13) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

- (14) 運転者等台帳を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (15) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (16) 運転者に対する指導監督の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (17) 国土交通省告示で定める特定の運転者（初任運転者）に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (18) 特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (19) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)
- (20) 運行管理者の講習を受講させていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)
- (21) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。
(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 58点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 58点